**平成２４年（フ）第８５３号**
京都市下京区七条御所ノ内西町79番地
債務者　森川　勝子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第８８０号**
京都府向日市物集女町堂ノ前22番地の９　青山荘５号
債務者　伊藤　光雄
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第８９２号**
京都市上京区東堀川通り下長者町下ル３丁目13―３　ホーユウコンフォルト二条城前302、住民票上の住所京都市北区紫野上柳町28番地
債務者　福井　　剛
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３７号**
兵庫県姫路市網干区和久423番地44、従前の住所兵庫県姫路市網干区田井160番地９
債務者　綿野　由美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第３１０号**
兵庫県姫路市市川台２丁目２番地市営市川住宅11棟25号
債務者　朝野　明子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第３４６号**
兵庫県加古郡播磨町西野添５丁目１番20号エルパセオⅡ202号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町南大中２丁目８番24号
債務者　前田　一夫
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第６０１号**
広島市佐伯区五日市１丁目６番８号　102
債務者　笹原　和恵
法定代理人補助人　笹原　幸惠
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１１２号**
長野市檀田２丁目21番21―101号　クオリティ・ミネ、前住所長野市大字富竹331番地６
債務者　石田　　茂
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９１号**
佐賀県西松浦郡有田町中樽２丁目10番５号
債務者　山口佐津美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２４年（フ）第１０２号**
佐賀県武雄市北方町大字志久2285番地１　市営高野住宅21号
債務者　田崎　勝美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２４年（フ）第１０３号**
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1105番地１　藤村アパート
債務者　宮島　憲吾
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２４年（フ）第１１５号**
長野市川中島町原1260―５、住民票上の住所長野市川中島町原197番地29
債務者　堀内いつ実
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３２号**
福島県石川郡浅川町大字浅川字大明塚115番地の24
債務者　須藤三代子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２４年（フ）第７８８号**
愛知県長久手市熊田1501番地　パーク・ノヴァ藤ケ丘南304号、従前の住所名古屋市守山区森孝２丁目204番地の２　プラムアネックス103号
債務者　吉成組こと　吉井　　稔
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１３４１号**
愛知県春日井市柏原町４丁目111番地　柏原農住団地Ｓ棟２Ａ号
債務者　北村ザイデこと　ＫＩＴＡＭＵＲＡ　ＺＡＩＤＥ　ＪＯＳＥＰＨＩＮＥ　ＡＬＢＡＲ
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部